

電気料金水準

平成27年11月18日

資源エネルギー庁

電気料金制度の変遷

- 我が国の電気料金制度は、1911年の電気事業法制定当時は届出制であったが、1931年から認可制となり、1933年には総括原価方式を採用。
- 戦後は、第一次石油危機を機に、省エネルギー推進等の時代要請に応じて1974年に逦増料金（3段階料金）制度を導入。また、石油価格の低下や円高の進展などの経済情勢の変化を迅速に料金に反映すると同時に、電気事業者の経営環境の安定を図ることを目的に、1996年から燃料費調整制度を導入。
- 2000年には特別高圧需要を自由化するとともに、料金値下げ時等における届出制を導入。高圧需要についても段階的に自由化範囲を拡大する一方、家庭部門を含めた低圧需要については料金規制を維持し、5年を目途に見直しを行うこととした。

1974年～

第一次石油危機（1973年）

○ 逦増料金制度（三段階料金制度）の導入、等

第二次石油危機（1979年）

○ 逦増料金の段階的な縮小）、等
○ 逦増料金制度の見直し（格差行的導入（大口産業用）
○ 季節別・時間帯別料金制度試

湾岸戦争（1990年）

1996年～

○ 評価の導入、等
○ 経営効率化計画及び定期的（ヤードスティック方式）
○ インセンティブ規制の導入
○ 選択約款の導入
○ 燃料費調整制度の導入

2000年～

○ 2000kV以上）、等
○ 部分自由化の導入（特別高圧
○ 選択約款の要件拡大
入
○ 料金値下げ時等の届出制の導

2004年～

○ 2005年4月に全高圧（50kV以上）
○ 2008年4月に500kV以上）
○ 段階的に自由化範囲を拡大

2008年

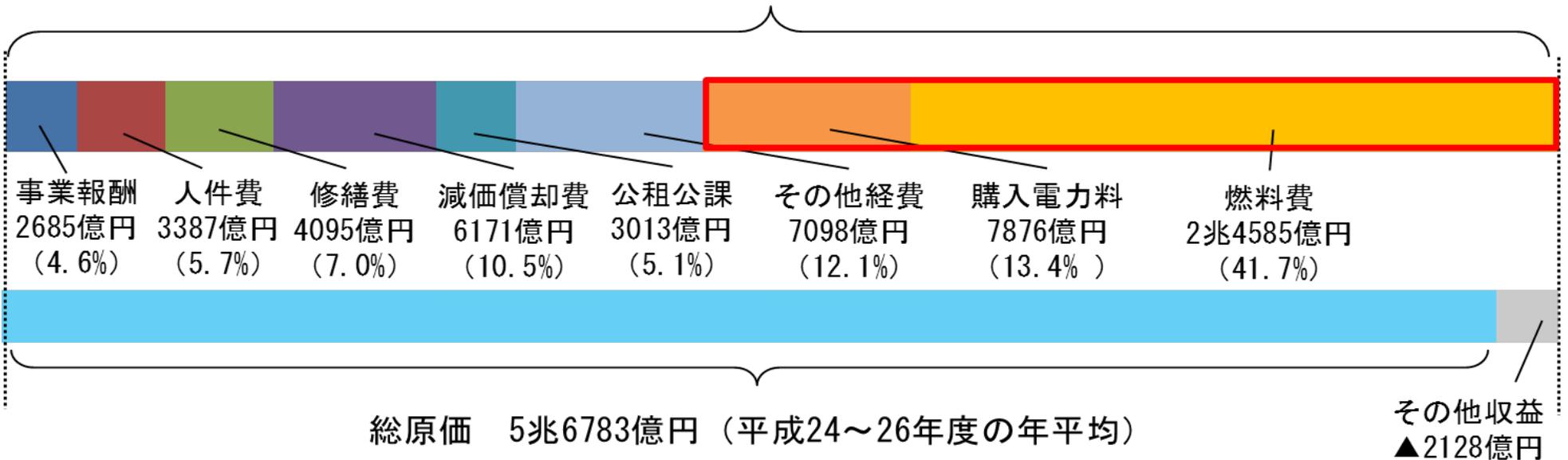
是非について検討を行う
を目的に自由化範囲拡大の
争環境整備を行い、5年後
○ まずは、既自由化範囲での競

総括原価方式

- 家庭等向けの電気料金は、必要なコストと適正な事業報酬を積み上げ、その総額に基づいて電気料金を決める「総括原価方式」により算定される。
- 現在の電気料金の原価の内訳を見ると、総原価のうち、燃料費（原油、LNG、石炭）と購入電力料（他社からの購入分）が総原価の5～6割を占めている。

<電気料金の総原価> ※東京電力の例（2012年9月料金改定時）

適正費用（営業費） 5兆6226億円 + 事業報酬 2685億円



電気料金の構成

※一般家庭のモデルケース（東京電力）

電気料金

=

基本料金 + 電力量料金

±

燃料費調整額

+

再エネ発電賦課金

約7,518円/月
(2015年12月)

基本料金 : 842円 (30アンペア)
電力量料金 : 約6,700円
(約23円/kWh × 290kWh/月)

約-464円
(-1.60円/kWh × 290kWh/月) (※全国一律の単価を上乗せ)

458円

このお知らせは、金額・金額調整額やポイント・ポイントが料金に反映されることには関係ありません。

毎度ご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

ホホホホ様
ホホホホ様

ご使用場所
ホホホホ
ホホホホ

27年12月分
ご使用期間 11月 2日 ~ 12月 1日
検針月日 12月 2日 (30日間)

ご契約種別 従量電灯B

ご使用量 290kWh

ご契約 30A

請求予定金額 7,518円
(うち消費税等相当額 556円)

当月指示数 0390.00
前月指示数 0100.00
差引 290.00
計器乗率(倍)
取替前計量値
計器番号(下3桁) 000

上記料金内訳
基本料金 842円40銭
電力量料金
・1段料金 2,331円60銭
・2段料金 4,404円70銭
燃料費調整額 -464円00銭
再エネ発電賦課金 458円00銭
口座振替割引 -54円00銭

昨年12月分は30日間で 290kWhです。

燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)
12月(当月)分 -1円60銭
翌月分の燃料費調整は、弊社のホームページ等にてご確認ください。

今月分 振替予定日 12月14日
次回検針予定日 1月4日

地区番号 00
お客様番号 00000-00000-0-00

お問い合わせは、下記の電話番号まで
～おかけ間違いにお気をつけください。～

お問い合わせ先/カスタマーセンター
お引越・ご契約の変更
0000-00-0000
その他の電気に関するご用件
0000-00-0000



お客様番号
00000-00000-0-00

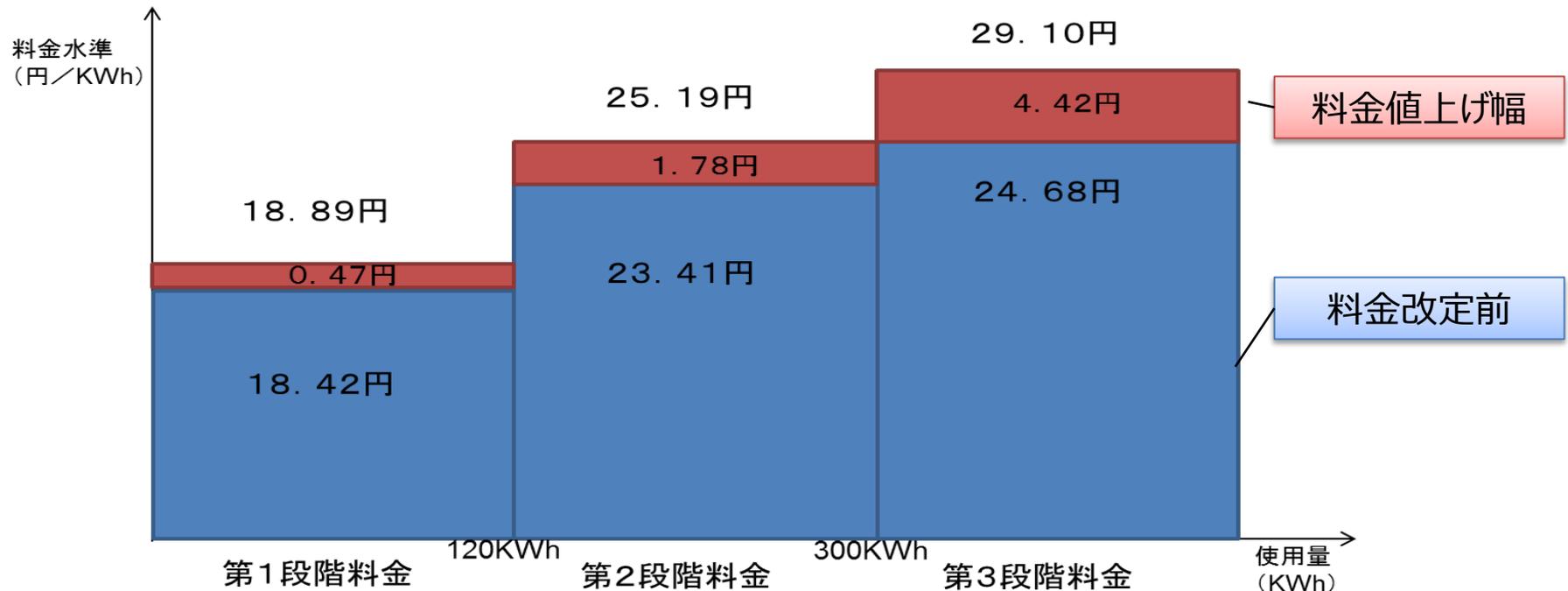
東京電力株式会社
ダミー(事業所コード000)
お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
お引越・ご契約の変更
0000-00-0000
その他の電気に関するご用件
0000-00-0000

3段階料金制度

- 電気料金は生活必需的性格を有することや、省エネルギーの推進のため、1974年から使用量に応じて料金単価が上昇する3段階料金制度を採用。
- 震災後の東京電力の料金値上げ時（2012年）には、第1段階及び第2段階の値上げ幅を抑制することで、生活に必要不可欠な電気の使用への影響を軽減するよう配慮がなされた。

※ 3段階料金 ①第1段階：ナショナルミニマムに基づく低廉な料金
②第2段階：ほぼ平均費用に対する料金
③第3段階：限界費用の上昇傾向を反映した料金

東京電力における3段階料金（従量電灯B・C、2012年9月料金改定時）



燃料費調整制度

- 総原価の3-4割を占める燃料価格の変動を毎月の電気料金に反映する燃料費調整制度は、為替変動による差益を消費者に還元することを目的に、1996年に導入された。
- 全国平均の輸入燃料価格（円建て）の変動に応じ、毎月、電気料金を自動的に調整する。

※輸入燃料価格は、3～5ヶ月前の平均値を用いるため、燃料価格の変動が電気料金に反映されるまでにはタイムラグあり。

例：2015年8月分の燃料費調整額の算出には、2015年3～5月の貿易統計値（5月のみ速報値）を使用。

【電気料金の構成】（東京電力管内の標準的な家庭における本年9月分を例に）

電気料金	=	基本料金 + 電力量料金	±	燃料費調整額	+	再エネ発電賦課金
7,512円 (27年9月分)		基本料金 : 842円(30A) 電力量料金: 6,736円		-470円 (-1.62円 × 290kwh)		458円 (1.58円 × 290kwh)

※1ヶ月の使用電力量は290kwhと想定。

※合計額(7,512円)は、口座振替割引額(-54円)を勘案しているため、上記の式の数値は合致しない。

(参考) 電気料金の認可手続

- 家庭等向けの電気供給については、10電力会社が地域独占で行っているため、一方的に恣意的な条件等を設定することがないよう、料金値上げに際しては、専門家から構成される委員会の審査や公聴会等を経て、経済産業大臣が認可することとしている。

※料金値下げの場合は届出（一定の要件を満たさない場合は事後的に変更命令の可能性あり）

電気事業法第19条（電気料金認可）

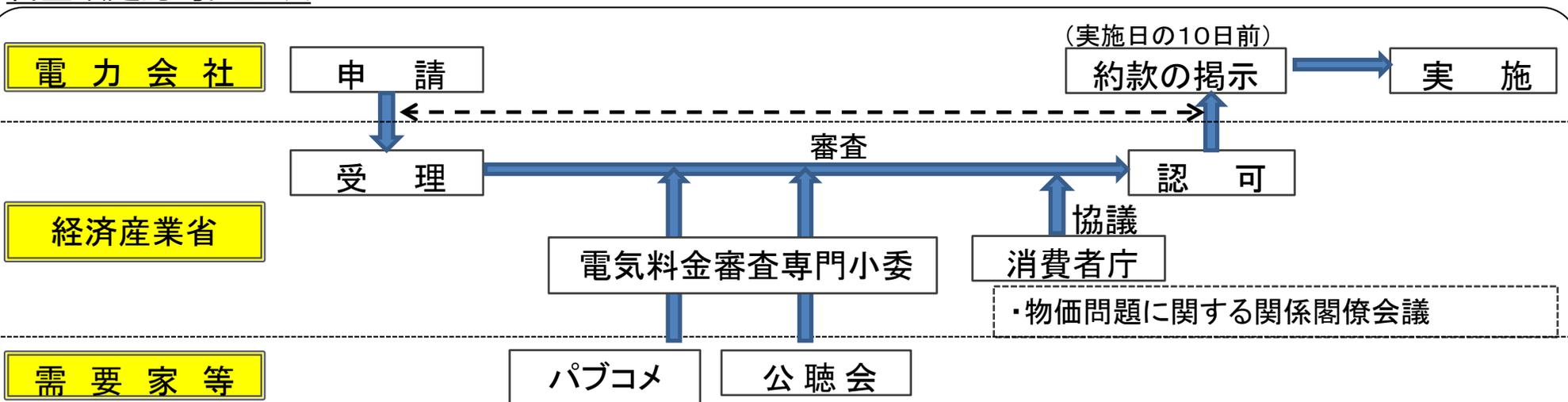
第十九条 一般電気事業者は、一般の需要（特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

（以下略）

料金改定認可プロセス



(参考) 電源構成変分認可制度

- 料金値上げ後、社会的経済的事情の変動による電源構成の変動があった場合に、原価算定期間内であれば、総原価を洗い替えることなく、燃料費等の原価変動を料金に反映させる料金改定を認めるもの。
- 震災後、原発停止に伴う料金値上げに際し、原発の再稼働見込みに伴う不確実性が高いことを踏まえ、適正な料金原価を維持するため2012年に導入。

【設例】
(2年目に電変による改定を申請する場合)

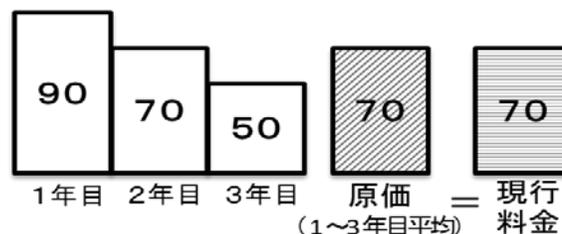
○「変動額」: 現行の原価算定期間(3年間)の想定平均原価からの上振れ分(30+10=40)。

○これを残存原価算定期間の2年間で回収(現行料金(70)への上乗せは40÷2=20)

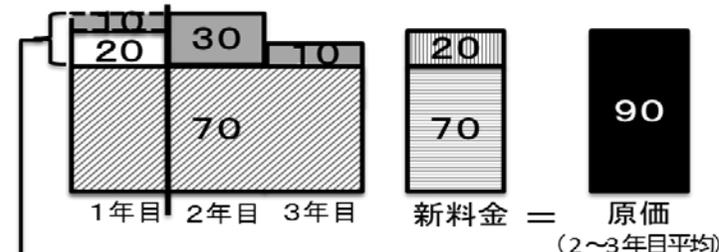
○新しい料金は90(残存期間における原価と収入を一致)

【設例】	1年目	2年目	3年目
原子力利用率(1年目開始時想定)	10%	30%	50%
原子力利用率(2年目開始時想定)	(実績0%)	0%	20%
原子力利用率(3年目終了時実績)	(実績0%)	(実績0%)	(実績20%)

【現行料金の認可時】



【電変による値上げ申請】
(原価算定期間の残存期間2年の場合)

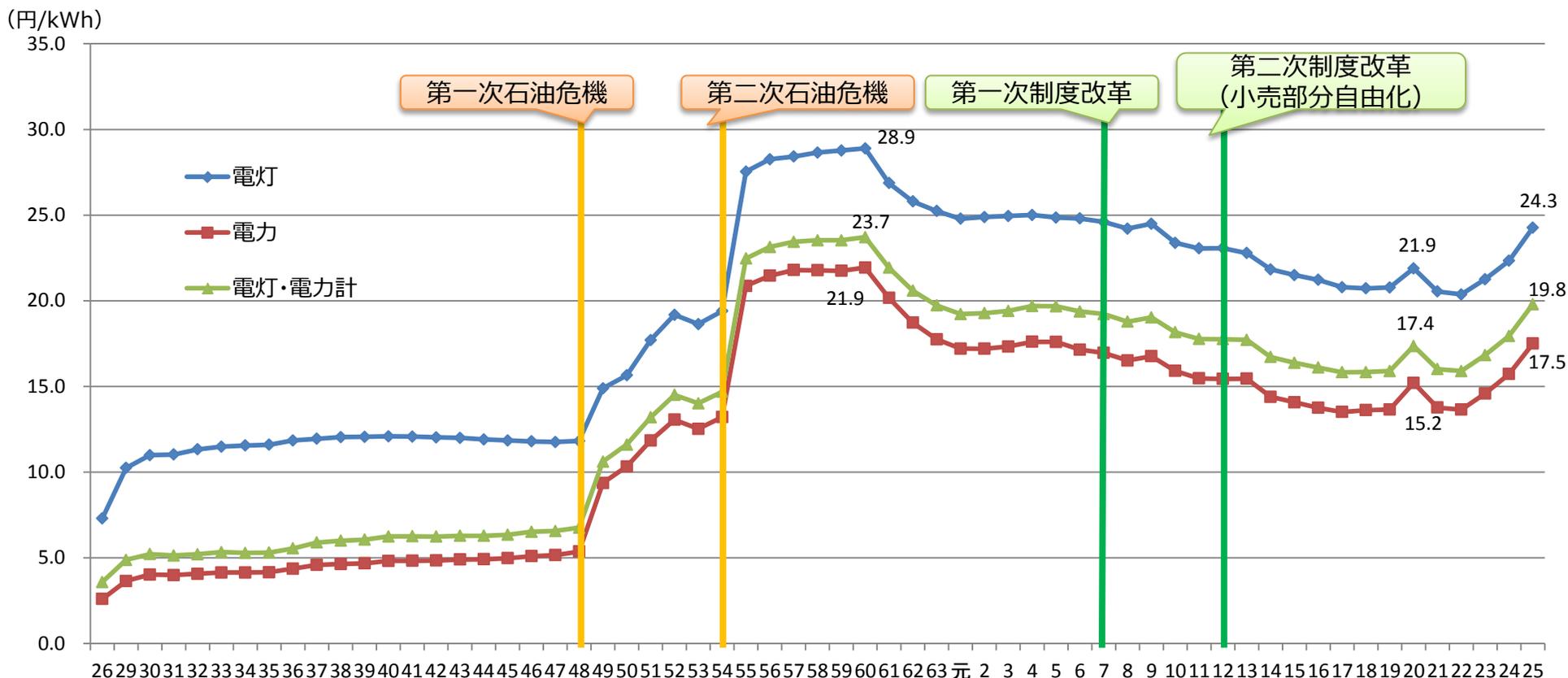


残存期間平均の収入と原価が一致

	1年目	2年目	3年目	合計
実際に要したコスト	100	100	80	280
料金収入	70	90	90	250
差	▲30	▲10	+10	▲30

一般電気事業者の電気料金推移（電灯・電力）

- 一般電気事業者の電気料金は、1970年代の2度の石油危機により急激に上昇したが、1990年代以降、趨勢的に低下してきている。
- しかしながら、震災以降は原発停止に伴う燃料費の増加等により上昇している。



※電灯料金は、主に一般家庭部門における電気料金の平均単価で、電力料金は、自由化対象需要分を含み、主に工場、オフィスビル等に対する電気料金の平均単価。

※平均単価の算定方法は、電灯料収入、電力料収入をそれぞれ電灯、電力（自由化対象需要分を含む）の販売電力量（kWh）で除したもの。

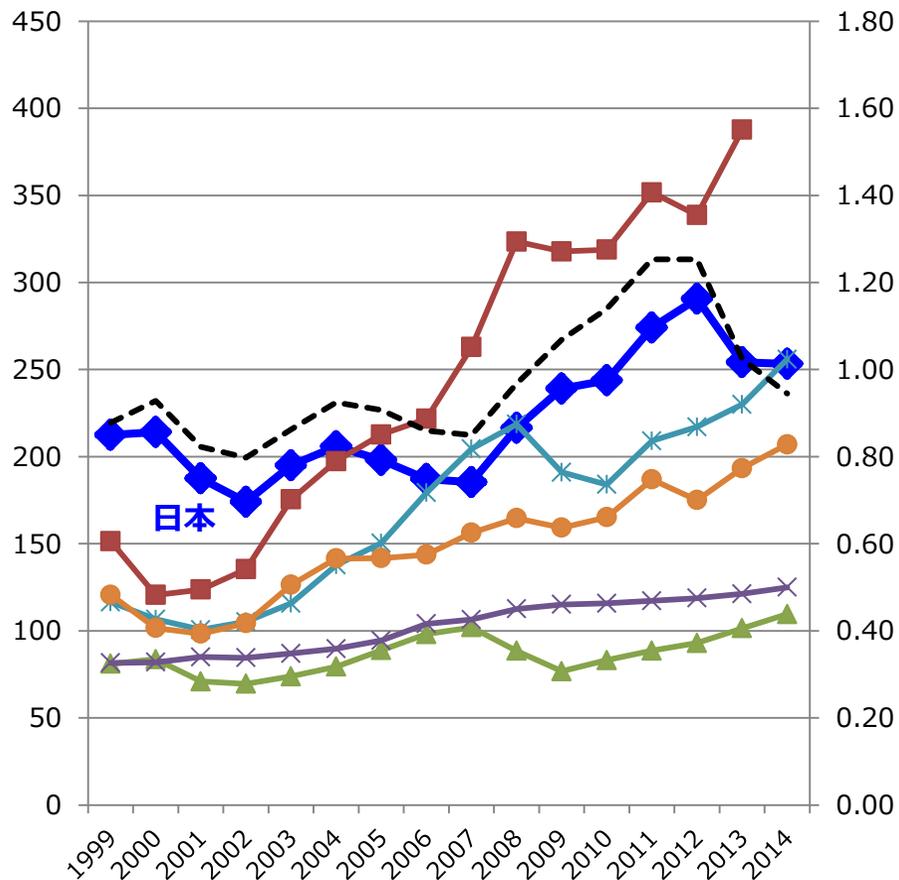
出所：電力需要実績確報（電気事業連合会）、各電力会社決算資料等

電気料金の国際比較

- 従来、日本の電気料金は、家庭用、産業用ともに各国に比較して高かったが、諸外国の電気料金上昇に伴い、格差は縮小傾向にある。

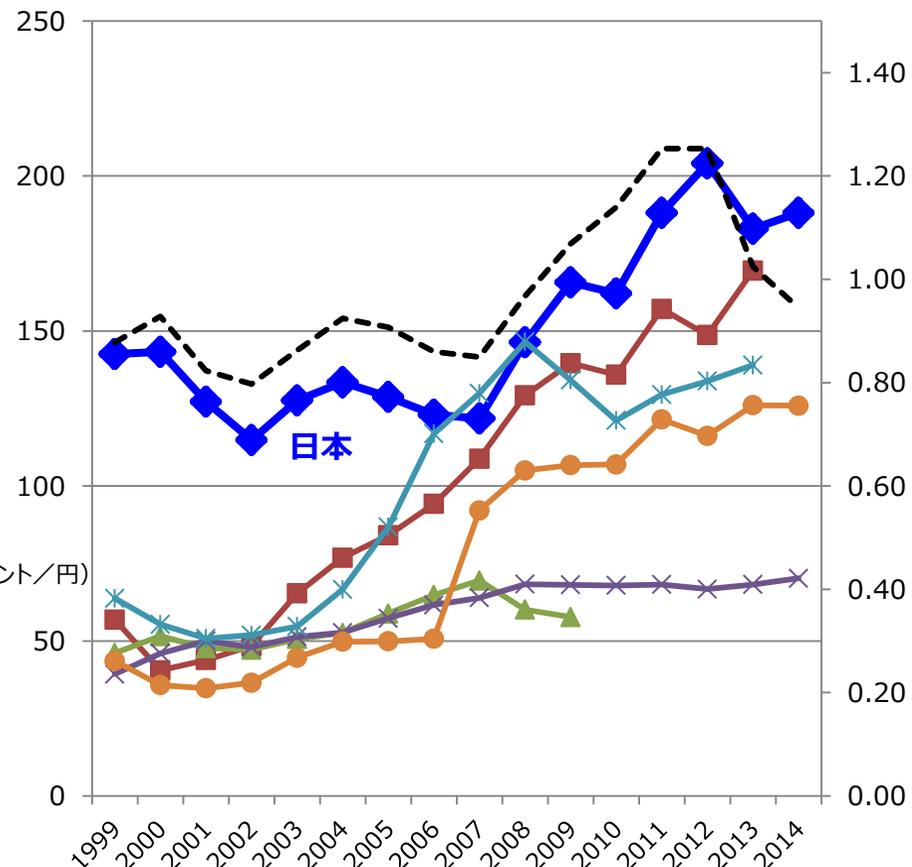
家庭用電気料金

USD/MWh セント/円



産業用電気料金

USD/MWh セント/円

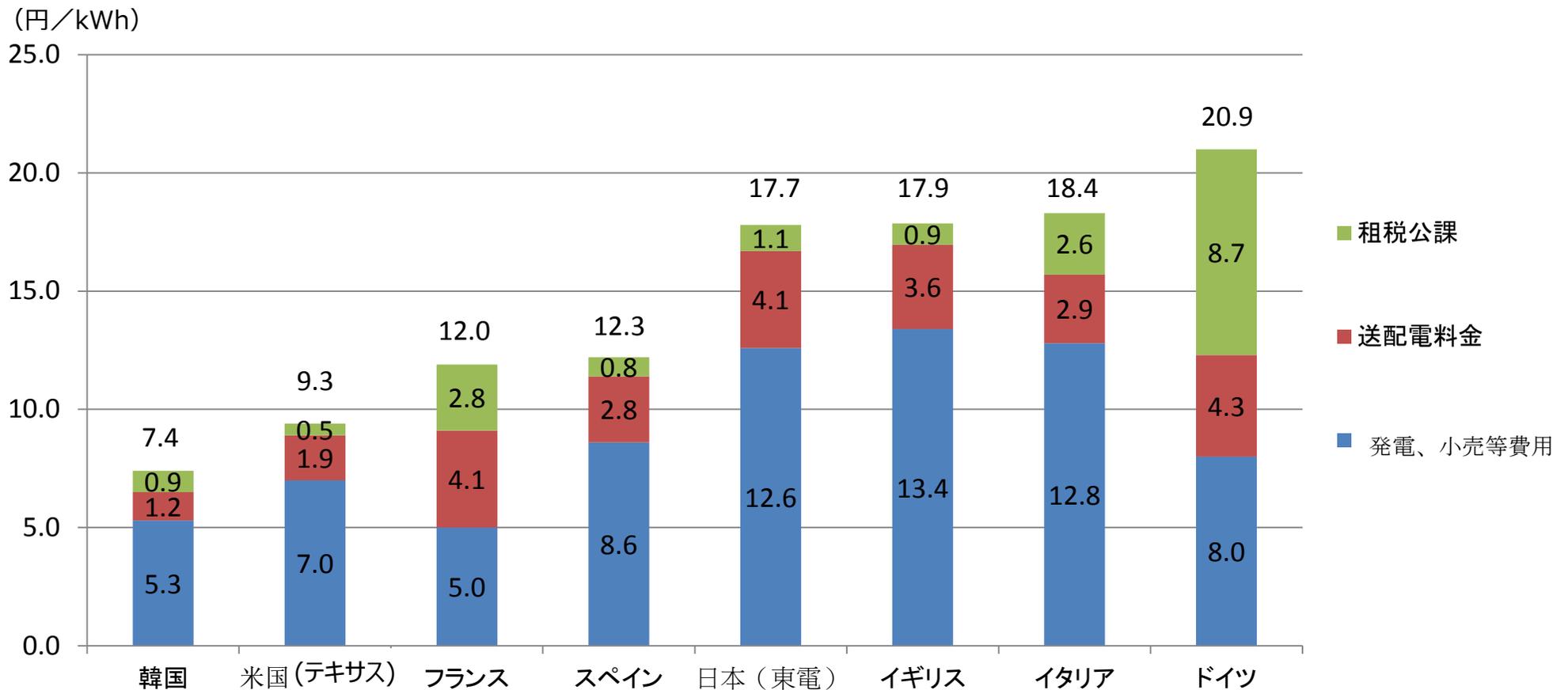


単位：USD/MWh 出典：IEA Energy Prices and Taxes (OECD為替レートを使用)

(参考) 電気料金の国際比較 (費用内訳)

- 日本の電気料金の内訳を諸外国と比較した場合、発電や小売に係る費用が相対的に高くなっている。

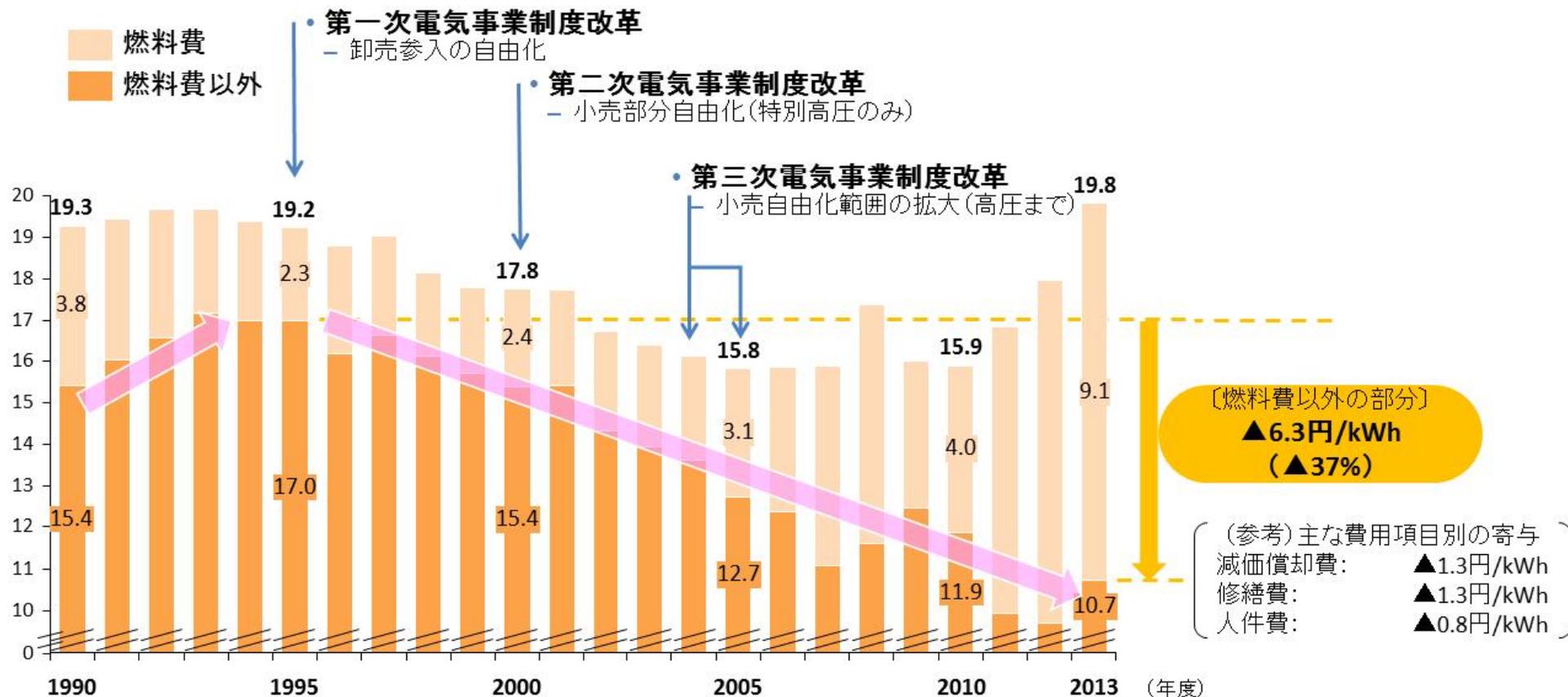
※調査対象時期が5年前であり、各国の調査対象も一部電力会社に限られることから、前提となる料金水準自体が前スライドのIEA調査と必ずしも整合的でなく、あくまで傾向を示すに過ぎない点に留意。



電気事業制度改革による費用低減

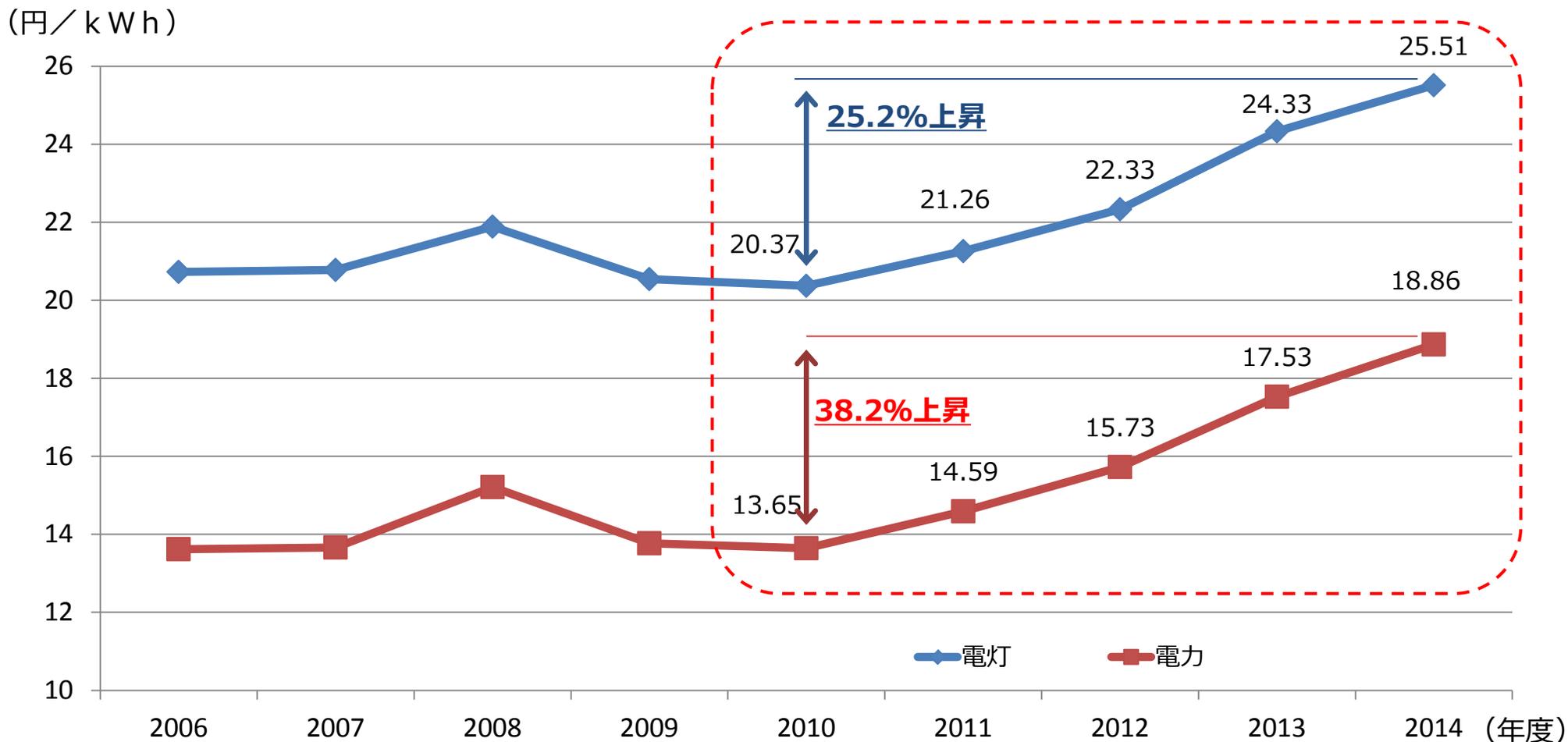
- 1990年代以降の電気料金の低下には、1995年に始まった制度改革が大きく寄与。震災以降の燃料費増に伴い電気料金は上昇したが、燃料費以外は1995年に比べてこれまでに約4割低下している。

電気料金(電灯・電力)の推移(円/kWh)



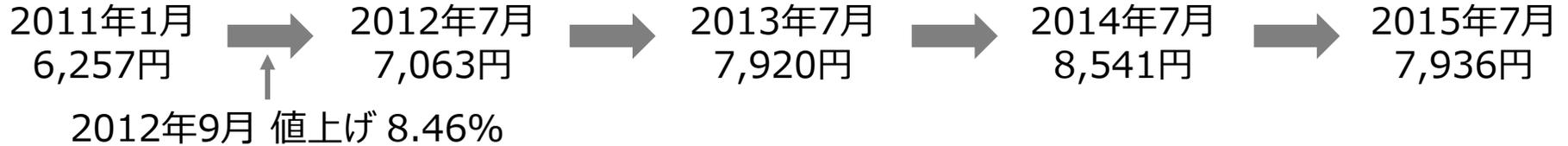
一般電気事業者の電気料金推移（電灯・電力）

- 震災以降、家庭向けの電気料金（電灯料金）の平均単価は約25%、工場・オフィス等の産業向けの電気料金（電力料金）の平均単価は約40%上昇している。

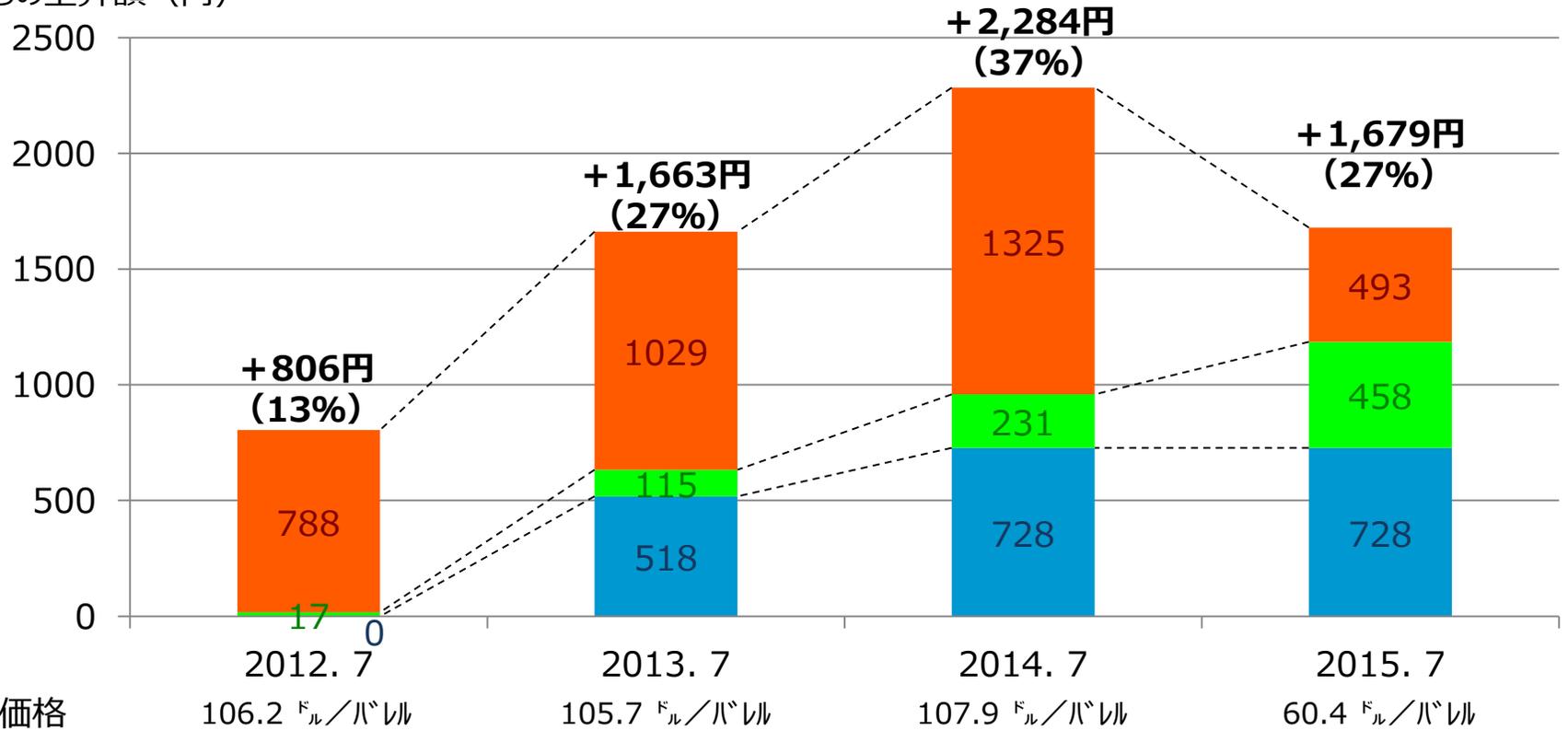


震災後の標準家庭における電気料金の上昇とその要因

＜東京電力の例＞ 使用電力量 290kWh



2011年1月からの上昇額（円）



■ 基本料金（または最低料金）+ 電力量料金 ※1 ■ 再エネ賦課金 ※2 ■ 燃料費調整額

※1 地球温暖化対策税（石炭税）の導入及び消費税率の変更によるものを含む。 ※2 太陽光発電促進付加金を含む。

(参考) 標準家庭における電気料金

	電気料金		(左記内訳)			使用電力量
	2014年12月	2015年12月	基本料金/最低料金 + 電力量料金	燃料費調整額 (前月比)	再エネ 賦課金	
北海道電力	8,192	7,968	7,990	-432 (▲ 86)	410	260kWh
東北電力	7,775	7,380	7,140	-202 (▲ 8)	442	280kWh
東京電力	8,388	7,518	7,579	-464 (—)	458	290kWh
中部電力	8,063	7,400	7,838	-858 (+ 42)	474	300kWh
北陸電力	7,077	7,029	6,643	-33 (▲ 48)	474	300kWh
関西電力	8,058	8,058	8,038	-399 (▲ 39)	474	300kWh
中国電力	7,890	7,575	7,308	-152 (▲ 36)	474	300kWh
四国電力	7,743	7,584	7,354	-189 (▲ 45)	474	300kWh
九州電力	7,486	7,165	7,004	-258 (▲ 9)	474	300kWh
沖縄電力	8,399	8,033	7,896	-336 (▲103)	474	300kWh

※関西電力（～15kWh）、中国電力（～15kWh）、四国電力（～11kWh）、沖縄電力（～10kWh）には基本料金はなく、（）内の使用電力量までを最低料金として設定。上記以外の電力会社の基本料金は、契約電流30Aの場合の値。

※北海道電力、東北電力、沖縄電力以外は口座振替割引額（54円）あり。

※端数処理により合計した場合などに数値が一致しない場合あり。

一般電気事業者の値上げの状況

- 沖縄を除く一般電気事業者9社は、原発停止による燃料費の増加等により収支が悪化し、これまでに7社が計9回の料金値上げを実施。

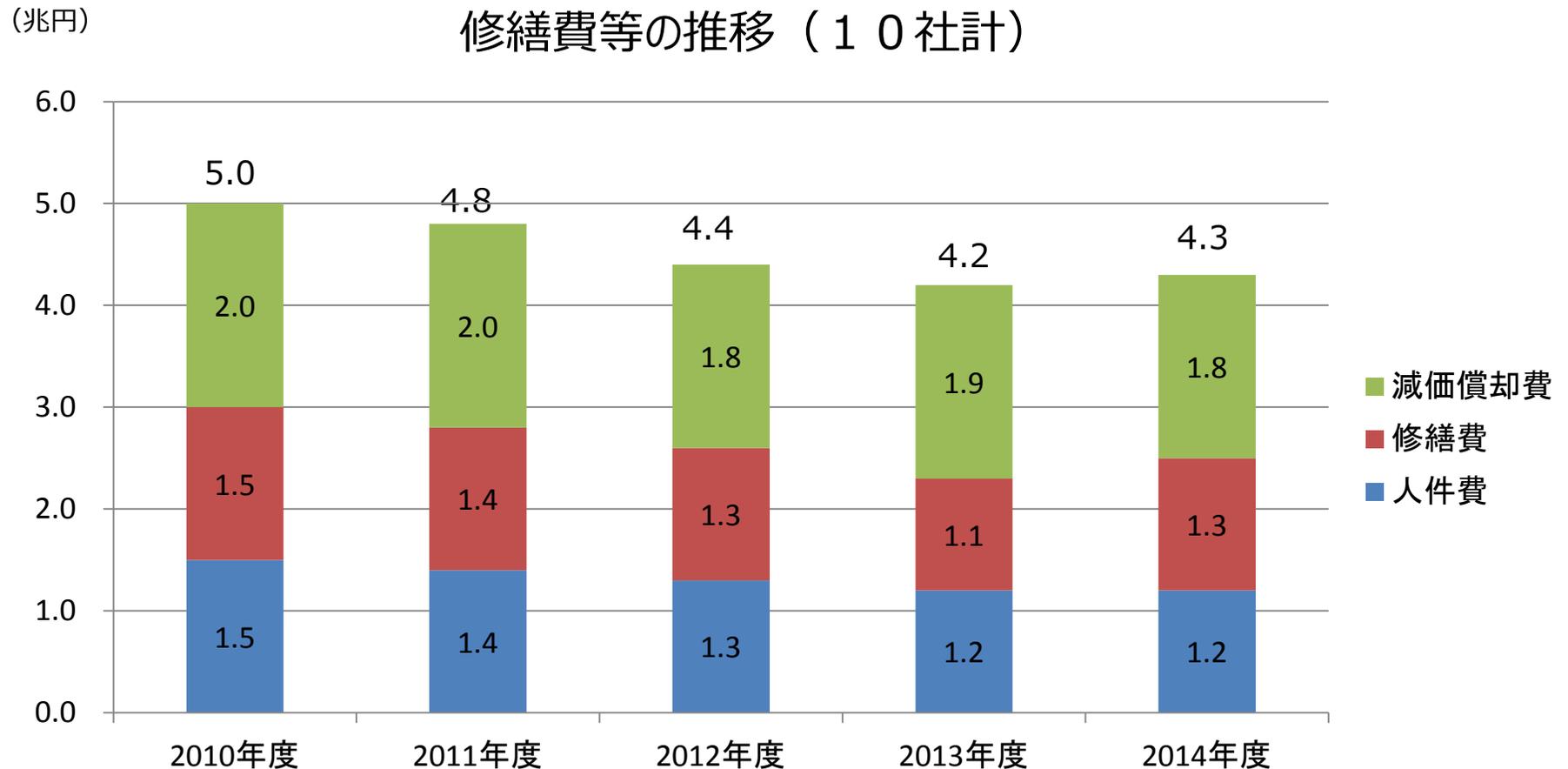
	値上げの状況(規制部門)		経常損益					2014年度純資産 (2010年度比)
	値上げ率 (実施時期)	再値上げ (実施時期)	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度 上半期	
北海道	7.73% (2013.9)	12.43% (2014.11) 15.33% (2015.4)	▲146億	▲1,186億	▲988億	▲87億	129億	1,475億 (▲2,184億)
東北	8.94% (2013.9)	—	▲1,842億	▲531億	386億	892億	799億	5,003億 (▲1,967億)
東京	8.46% (2012.9)	—	▲4,083億	▲3,776億	432億	1,673億	3,384億	1兆6,579億 (+3,931億)
中部	3.77% (2014.5)	—	▲774億	▲521億	▲1,041億	419億	2,026億	1兆2,309億 (▲2,547億)
北陸	—	—	▲22億	▲21億	73億	181億	165億	3,028億 (▲334億)
関西	9.75% (2013.5)	4.62% (2015.6) 8.36% (2015.10)	▲3,020億	▲3,925億	▲1,229億	▲1,596億	1,528億	6,388億 (▲8,560億)
中国	—	—	203億	▲381億	▲182億	498億	223億	4,475億 (▲883億)
四国	7.80% (2013.9)	—	▲85億	▲634億	▲81億	194億	157億	2,765億 (▲333億)
九州	6.23% (2013.5)	—	▲2,285億	▲3,399億	▲1,372億	▲930億	652億	3,222億 (▲6,453億)
沖縄	—	—	80億	43億	52億	57億	59億	1,339億 (+162億)
10社計	—	—	▲1兆1,977億	▲1兆4,338億	▲3,951億	1,301億	9,122億	—

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

(参考) 電力各社の経常費用（修繕費等）の推移

- 震災以降、財務状況が悪化する中で電力各社は修繕費等※の抑制に努めており、2014年度における電力10社の修繕費等は、震災前と比べて約14%減少している。

※修繕費、減価償却費、人件費



料金規制の撤廃について

- 来年4月以降、家庭をはじめとする低圧部門については小売参入が全面自由化され、一般家庭も電力会社を自由に選択できるようになる。
- ただし、需要家保護の観点から、現在の電力会社の小売部門には規制料金メニュー（現在の供給約款）での供給義務が課されており、少なくとも2020年3月までは現在と同様の規制料金メニューが提供されることとなっている。
- なお、全面自由化後、離島への電力供給については、一般送配電事業者（現在の電力会社の送配電部門）により行われる。また、経過措置終了後の供給者が決まらない場合の最終保障サービスについても一般送配電事業者により行われる。



※供給約款：家庭などの一般の需要に応じて電気を供給する場合に、電気料金その他の供給条件を定めたもの

※選択約款：電力会社の効率的な事業運営に資する電気料金その他の供給条件であって、需要家が供給約款との間で選択可能なもの

(参考) 電力会社の供給約款・選択約款

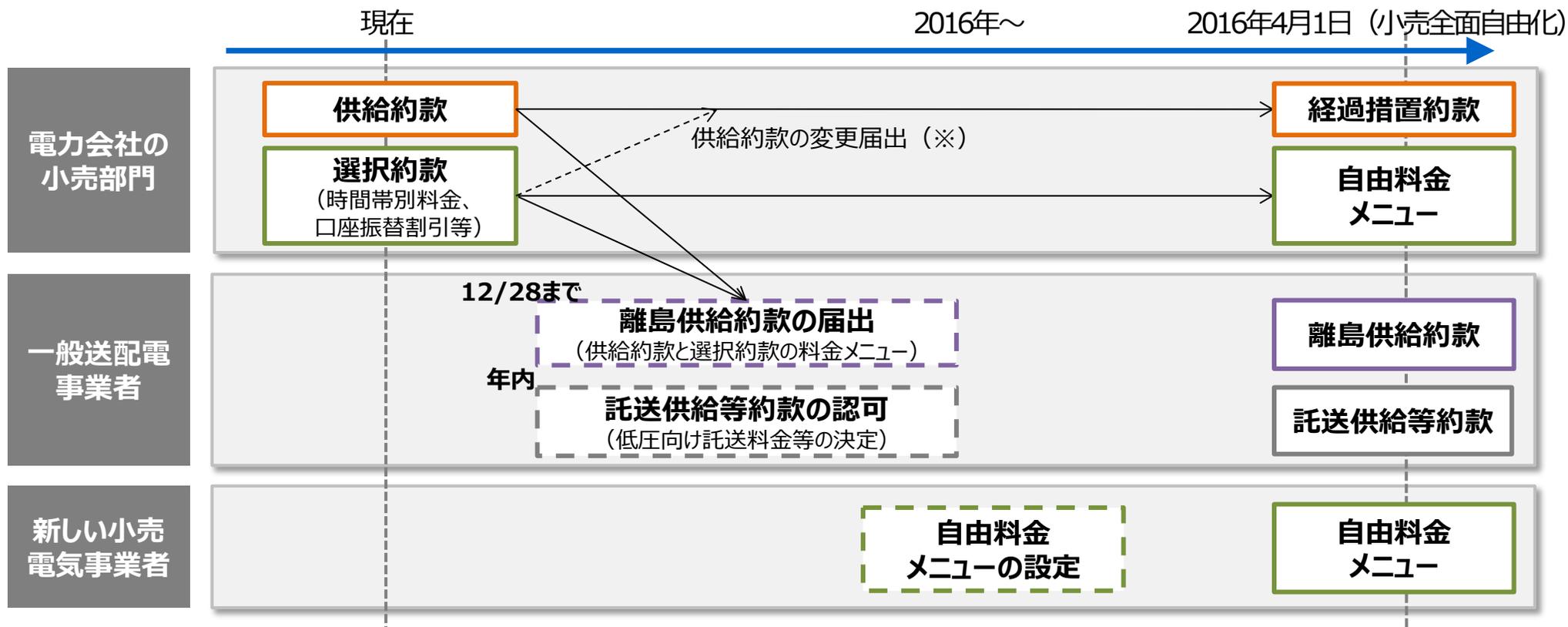
※東京電力の例

	電灯				電力		
	定額電灯	従量電灯	公衆 街路灯	臨時電灯、 その他	電力	農事用電力	臨時電力、 その他
供給約款	定額電灯	従量電灯 A～C	公衆 街路灯 A・B	臨時電灯 A～C	低圧電力	農事用電力	臨時電力
選択約款		季節別時間帯別電灯 ピーク抑制型季節別時 間帯別電灯 曜日別電灯 低圧高負荷契約 時間帯別電灯 ・ [夜間8時間型] ・ [夜間10時間型] ・ [朝得プラン] ・ [夜得プラン] ・ [半日お得プラン]			低圧高負 荷契約	農業用低圧季節 別時間帯別電力	深夜電力 (A ・B) 第2 深夜電力 融雪用電力

※上記の選択約款のほか「口座振替割引」「一括前払契約」「電化厨房住宅契約」等が存在

小売全面自由化に向けた料金メニューの設定

来年4月に向けて、各電力会社は必要な約款の届出等を行う予定。



(※) 口座振替割引等の取扱い

- 現在、電力会社が設定している口座振替割引等は、選択約款として「供給約款で電気の供給を受けている需要家」に対して附带的に適用されているため、経過措置約款に引き継がれず、その結果、原則として経過措置約款で電気の供給を受ける需要家に対して適用することができなくなる。
- このため、需要家保護の観点から、電力会社は来年3月末までに供給約款の変更届出を行い、口座振替割引等を供給約款に取り込むことが必要となる。